昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和五年一月十五日発行　SSKP　通巻第8047号

SSKP 脊損ニュース

1月号

〒152－0034
東京都目黒区
緑が丘２－15－14
村上ビル102
(公社)全国脊髄損傷者連合会
電話(03)6421-4588

(公社)全国脊髄損傷者連合会
ホームページアドレス ＝https://www.zensekiren.jp/

第21回総会も zoomでのウェブ会議 開催となる

◀49分割で各県支部とネットでつながりました

東京事務局でネット接続をサポートする外部スタッフ▶

〈1 月 号 目 次〉

2023　新年のご挨拶　年頭所感　代表理事　大濱　眞 …… 3
要望書への回答　提示される　その３ …… 5
脊損の私がお母さんになった話３ …… 10
連載　世界は開いているから仕方がない　村山哲也 …… 12
連載　車椅子女性に起こる最悪な出来事　渋谷真子 …… 13
減災《減災意識をたかめる》 …… 14
万華鏡44・災害支援金のお願い …… 18
組織部報告・編集後記 …… 19

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.1.15 SSKP 通巻第8047号

快適床ずれ予防マット

業界で唯一
シリコンファイバーを使用

ソフタッチユーホー

ソフタッチユーホーアームチェアパッド

腰全体を外気の冷えから守る！
高い保温性であったかマットレス！

◆ 座面だけでなく、背中、ひじ、ひざの裏までクッションがカバーするので安定感も抜群！

※ アームチェアパッド専用のシーツ（別売り）もございます。

先着 30名様限定!!

35%OFF

2022年12月15日(木)▶2023年4月14日(金)まで

通常価格
~~31,900円(税込)~~ ▶ **20,735円（税込）**

【側地】表面：綿35%・ポリエステル65%（抗菌加工）/ 裏面：ナイロン100%
【中綿】シリコンファイバー100%　【サイズ】長×座面幅×背幅×厚（cm）：100×50×45×8

車椅子パッド
¥15,400(税込)

2個1組セット

かかとパッド
11,000円（税込）

シリコンファイバーとは

床ずれ予防用具として最適な素材!!
高い通気性で汗をかいてもムレずに快適!!

「シリコンファイバー」の特長
- NASAでロケット発射時の暖衝材として開発
- 体圧分散効果と通気性に優れ、床ずれ予防に最適
- 繊維間の摩擦が非常に少なく、適度な弾力性

床ずれ対策に併せてオススメ!!

肌改善サプリメント **シスコラも販売中！**
6箱セット以上のご注文の場合は、送料無料でお得!!
更にお得 6箱セット▶5%OFF! 12箱セット▶15%OFF!!

メーカー販売価格 4,104円（税込）

商品のお申し込み・お問い合わせはこちらまでご連絡ください。（WEBサイト・メールでも受付可能）

☎ 03-3377-2361

日本ヘルスケア株式会社
〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-21-12

WEBサイト https://www.jhckk.co.jp　MAIL jhc@jhckk.co.jp　FAX 03-3377-2214　営業時間 月曜～金曜 9:00～17:30

2023新年のご挨拶

年 頭 所 感

代表理事　**大濱　眞**

全国の皆様、新年あけましておめでとうございます。
この会報をご愛読いただいている皆様と共に、コロナ禍にもかかわらず、新しい年を迎えることができたことを心より感謝いたします。
また、日頃より、全脊連の活動をご支援いただき感謝いたします。
本年も、引き続き皆様のご支援とご協力があってこそ、全脊連も前進することができますので、改めて皆様と共に全脊連を盛り上げ、前進させることに全力を挙げていく所存です。皆様のお力添えをお願いいたします。

昨年も一昨年に引き続き、相変わらず新型コロナウイルス（COVID-19）に振り回された１年間でしたが、９月後半から全国的に感染者が激減し、10月11日からは全国旅行支援が開始され、国の補助金が旅行の際に支給されるようになりました。
久しぶりの緩和を受けて、全脊連でも関東甲信ブロック、北陸ブロック、近畿東海ブロックでは、リアルでの開催が３年ぶりに行われ、地域の役員の方、会員の方と対面でお会いすることができました。Zoomでの画面越しにでしか対話ができなかった会員の方とリアルで話すことができ、何かほっとすると同時にちょっとした感激でした。

さて、国内における昨年のトピックスとしては、次のことが挙げられます。

１．障害者権利条約の対日審査と総括所見

日本は2016年に障害者権利条約の第１回政府報告を提出していますが、2022年８月に国連障害者権利委員会が審査を行い、９月に総括所見を公表しました。
その中では、
・法制度を人権モデルに調和させること。
・障害認定などの法制度に残存する医学モデルを見直すこと。
・インクルーシブ教育を推進すること。
・条約実施の監視枠組みとして内閣府障害者政策委員会を強化すること。
など、多岐にわたる論点が指摘されました。

特に私たちに関係するところでは、
・重度訪問介護などの訪問系サービスが通勤中、職場内、通学中、学校内などで利用できないことを是正すること。

・入所施設だけではなくグループホームも「特定の生活様式」として位置付け、そこに居住することを義務づけることは不適切であること。
などについて勧告が出されました。

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.1.15 SSKP 通巻第8047号

2．障害者差別解消法の改正

障害者差別解消法の改正案が2021年に成立し、2022年には内閣府障害者権利委員会で基本方針の改正案について議論されました。この中で特に注目されるのは、

・民間事業者による合理的配慮の提供を義務化すること。

です。2023年には各府省が対応要領と対応指針を策定し、2024年４月ごろに施行されるのではないかと考えています。

3．障害者総合支援法などの改正

障害者総合支援法、児童福祉法、精神保健福祉法、障害者雇用促進法、難病法などの改正案が2022年の臨時国会に提出され、12月に成立しました。施行日は2024年４月１日です。

大きな改正事項としては、

・障害者総合支援法のサービスとして「就労選択支援」を創設すること。

・精神障害者の医療保護入院の要件などを見直すこと。

などが挙げられます。

一方、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会が2021年12月と2022年６月に公表したとりまとめには、法律事項ではない事項も盛り込まれています。これらのことは、2024年４月１日に予定されている報酬改定において実現されるものと思います。

22年度要望活動（省庁交渉） 開催

要望書への回答 提示される

その3

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
代表理事 大濱 眞
労働災害WG委員長 古谷 杉郎

労災関係について（要望）

1．障害（補償）年金1～3級を受給しているせき損者が、必要な療養（補償）給付を安心して受給できるようにするために以下の方策を講じていただきたい。

障害（補償）年金1～3級を受給しているせき損者が、療養を必要とすることになった場合、労働基準監督署に相談すると、「再発」の手続として療養・休業（補償）給付を請求することを求められ、介護（補償）給付は支給されなくなると説明され、結果的に労災保険の手続をせずに健康保険等で療養を行うという事態があり、このことは将来、遺族（補償）給付の請求がなされたときに実際の労災療養の経過を労働基準監督署が把握していないという問題にもつながっていました。

このため、脊損連合会がこの事態の改善を求めた結果、平成27（2015）年12月22日付け基補発1222第1号「障害（補償）年金を受ける者が再発により傷病（補償）年金又は休業（補償）給付を受給する場合の事務処理上の留意点について」が発出されました。

厚生労働省が同通達の周知に努められていることは承知していますが、事態が大きく改善されているとはいえないと言わざるを得ない状況が続いています。

① 傷病（補償）年金には請求手続きがないため、労働基準監督署では相談があると独自に作成された「再発届」を、提出させて対応する場合が多いようですが、あいかわらず「再発届」と療養･休業（補償）給付の請求をセットで求められることがあるだけでなく、「再発届」を提出したからといって傷病（補償）年金の支給要件を満たすか否かの調査が行われる保証がない、また調査にどのくらいかかるか等説明されないという状況があります。そのため、あきらめて健康保険等で療養を行うことになっています。

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.1.15 SSKP 通巻第8047号

② とりわけ緊急に入院を必要とするような場合では、入院先の医療機関が労災保険を使えるかどうかわからない状態では労災保険を使うよう頼むことはできないという話をよく聞きます。入院までに労災保険を使えるか判断してほしいと労働基準監督署に求めても、対応してもらえていません。

そこで、あらためて以下のように求めます。

【A】障害（補償）年金１～３級を受給しているせき損者が療養を必要とすることになった場合、療養（補償）給付を請求することができるようにすること。この場合、療養に６か月以上要するか否かにかかわらず必要な療養（補償）給付を支給すること。
もしくは、

【B】障害（補償）年金１～３級に該当するせき損者は、すべて傷病（補償）年金１～３級受給とすること。この場合、継続的に療養を必要としているか否かは条件とせずに、療養が必要な場合には療養（補償）給付を支給すること。

これらがただちに実現できない場合には、当面の措置として、
【C】障害（補償）年金１～３級に該当するせき損者が療養を必要とすることになった場合に、労働基準監督署に傷病（補償）年金の支給を満たすか否か調査を行うことを求める手続き、及び可及的速やかに調査を行ったうえで、判断を行うしくみをつくること。
この場合、傷病（補償）年金の支給要件のうち、①療養期間（療養開始から治癒まで１年６か月超）を満たすか否かはただちに判断できること、②障害の程度（傷病等級１～３級該当）も変更等があるという明確な理由がない限り、障害等級１～３級に該当するせき損者は満たすものとされるべきであることから、③障害の状態が継続する期間（６か月以上療養は必要）を迅速に確認して判断を行うようにすべきである。
また、緊急に入院を必要とするような場合に、結果的に労災保険の療養（補償）給付で処理されないということにならないような特段の配慮をすべきである。

（回 答）

【Aについて】
障害（補償）給付の要件については、負傷や疾病が治ゆ（症状固定）となったとき、身体に一定の障害が残った場合に支給することとされており、傷病の再発により療養が必要な状態となった方については、療養（補償）給付の支給の要件は満たすものと考えられますが、障害（補償）給付は支給することは困難であることを御理解いただければ幸いです。

【Bについて】
傷病（補償）年金は、障害（補償）給付との均衡を考慮して、その疾病が治っておらず、介護が必要であるなど障害等級の第１級から第３級に相当する状態のある方に給付することとされております。ただし、傷病等級の場合は、まだ治っていない傷病による障害であり、治療や傷病の進行の如何によっては、その障害の状態がなお変動する可能性があることから、治った後の症状

の固定ないし安定した障害を分類した障害等級とは性格は異にするものと解釈されています。

そのため、再発により療養が必要な状態となった方については、傷病の状態等を調査し、傷病（補償）年金の支給要件に該当するかを個別に判断する必要があるところです。

また、このような傷病等級の特殊性と、傷病等級が長期的に支給される年金給付の主要な支給の要件となっていることから、その障害の程度は、６か月以上の期間にわたって存する障害の状態により認定するものとされております（労働者災害補償保険法施行規則第18条第２項）。このため、傷病（補償）年金の決定に当たっては、療養の期間の考慮が必要であることについて御理解をいただければ幸いです。

【Ｃについて】

障害（補償）年金を受給している方が傷病を再発された場合、再発した傷病に係る調査のほか、療養期間が１年６カ月を経過しているかの確認や、再発に係る療養に６か月以上を要する見込みであること（又は６か月以上療養していること）について確認する必要があるところです。

これらの調査について迅速に行い、平成27年12月22日付け本省労働基準局補償課長通達に基づく適正な取扱いがなされるよう、引き続き取り組んでまいります。

（労働基準局補償課）

２．せき髄損傷の併発疾病の取り扱いについて以下の方策を講じていただきたい。

せき髄損傷の併発疾病の取扱いについては「慢性期の併発疾病」と「急性期の併発疾病」に区分されており、双方に挙げられているのは数種類にしかすぎません。

①　「急性期の併発疾病」はさらに「急性期に発症した併発疾病（17種類）」と「急性期から症状が引き続いている併発疾病(３疾病)」に区分されています。とりわけ後者の排便障害等には多くのせき損者が苦しめられています。急性期から症状が引き続いているか、慢性期に新たに併発したかを問わず、「急性期の併発疾病」として掲げられた疾病は原則的に慢性期においても併発疾病として扱われるべきです。

（回　答）

せき髄損傷の急性期に発症した併発疾病について、症状固定の状態に至っておらず、療養の必要性等が医学的に認められる場合は、せき髄損傷が慢性期であっても労災保険給付の支給対象となります。

また、せき髄損傷の慢性期に、急性期の併発疾病を発症したとしても、せき髄損傷が原因で発症したと医学的に認められれば支給対象となります。

引き続き、個々の被災労働者の療養状況等を踏まえ、適切な保険給付を行ってまいります。

（労働基準局補償課）

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.1.15 SSKP 通巻第8047号

② 併発疾病のリストをその後の医学的知見を反映させるよう見直していただきたい。具体的に、膀胱瘻や廃用症候群は明示すべきです。過去に不服審査請求を求めて業務上と認定された事例としては、腸閉塞、脳梗塞、胆管がん＋C型肝炎の事例などがあります。

（回 答）

せき髄損傷に併発した疾病等の取扱いについては、現時点においても医学的に適切なものと認識しているところですが、せき髄損傷の併発疾病の分類に掲げられていない疾病であったとしても、せき髄損傷が原因で発症したと医学的に認められれば労災保険給付の支給対象となります。

引き続き、個々の被災労働者の療養状況等を踏まえ、適切な保険給付を行ってまいります。

（労働基準局補償課）

③ 厚生労働省のリーフレット「せき髄損傷に併発した疾病の取扱いについて」は現在厚生労働省のホームページからダウンロードするしかなく、以前のように、最寄りの労働基準監督署で入手できるようにするとともに、せき損者に郵送するようにしていただきたい。このことは、疾病の取扱い以外のせき損者に関係する他の労災情報についても同様です。

（回 答）

御指摘のリーフレットを含め、労災保険に関する各種パンフレット等について、予算の範囲において、必要に応じて配置等を行っているところですが、当該リーフレットについても、御指摘を踏まえ増刷等を検討してまいります。

３．せき損者が死亡した場合の遺族（補償）給付の取扱いを、抜本的に見直していただきたい。

せき損者が死亡した場合の遺族（補償）給付の取扱いについては、厚生年金において１・２級の厚生年金を受けられる者が死亡したときには、遺族年金の支給要件が認められるのと同様の抜本的な見直しを検討していただきたい。

（回 答）

１　労災保険は、業務上等の負傷、障害、死亡等に対して必要な保険給付を行う制度であり、業務上等の負傷と因果関係が認められない死亡に対して保険給付を行うことは困難であると考えています。

２　業務上等の負傷と死亡との因果関係については、引き続き、適切な調査を行った上で、的確に認定することに努めてまいります。

（労働基準局労災管理課）

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2023.1.15 SSKP 通巻第8047号

脊損の私がお母さんになった話３

千葉県支部　尾崎ひかる

みなさんこんにちは！
千葉県支部の尾崎ひかるです。
さっそくご報告です！
９月５日に第２子が無事に産まれてきてくれました。
2734ｇの元気な男の子で、名前は「天真（てんま）」です。
今回も一回目と同じ予定帝王切開での出産で、頭が引っかかっていて先生たちが少し手こずっていたのですが、元気な産声が聞こえた瞬間、感動で前回同様号泣でした。
その後母子ともに健康に退院できたのですが、２週間経って帝王切開の傷があまりにも痛いので病院にいったところ、傷が化膿していて即手術・入院になってしまいました…
膿をとる手術と傷口を修正する手術をして、結局２週間入院することに。
その間、長男のりんたろうは歩けるようになり、てんてん（天真）の尊い新生児期は終了し、母としては大事な瞬間を逃してしまった感はあるのですが、傷口の痛みからは解放されたので、まぁヨシとします…。
入院中、テンパリながらも子どもたちの面倒を見てくれた私の母には本当に感謝です。
急に新メンバーが加わりお兄ちゃんになったりんたろうは、弟のミルクを奪って飲み干し、空になった哺乳瓶を弟の口に突っ込むという暴君っぷりで、なかなか目が離せませんが、頭を撫でたりほおずりしたり、ちゃんと愛情をもって接してくれている時もたまにあったりして、そのときはほっこりします。
ゆっくりお兄ちゃんになっていこうね。
病院や公園にお出かけするときは、フリマアプリで買った２人乗りのベビーカーを使っていて、これに乗っていると通りすがりの人に声をかけてもらえることが多くて、嬉しいです♪
予想外のスタートを切った２人目育児生活…本当に私１人じゃなにもできなくて情けなくなったり、イタズラばっかりするりんたろうにイライラしてしまったり、２人に同時に泣かれると、うるさすぎて思考停止したり…キラキラフワフワした瞬間なんて、一日のうち本当に一瞬だけだったりしますが、そんな一日の終わりに子どもたちの寝顔を見ていると心から幸せだなぁと思います。
出産したあと助産師さんと精神面のヒアリングがあるのですが、自然と「幸せです」と言った自分がいて、こんなこと言ったの人生で初めてでした（笑）。
車も買い替えないといけないし、りんたろうのイタズラ対策も家中にしなきゃいけないし、悩みは尽きませんが、これからもゆるーくがんばります！

無事に産まれてくれてありがとう！

てんてんの衣装は裸の王様だそうです

２人乗りベビーカー

２人仲良くオムチェン中♪

呼んでも全然来てくれないりんたろう…

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2023.1.15 SSKP 通巻第8047号

第22回『世界は開いているから仕方がない』村山　哲也

連載タイトルに込めたのは（１）　「もう歩けません」、ふーんそうなんだぁ

あけましておめでとうございます。

読者の皆さまひとりひとりにとって、2023年が良い年になりますようにお祈り申し上げます。ぽちぽちと、ね。

さて、この連載も22回目となりました。22か月ですから、もうすぐ２年になります。これまで『世界は開いているから仕方がない』というタイトルについて、一度も触れてきませんでした。今回は、このタイトルについて書くことにしました。

私は2014年にアフリカ中央部の小国ルワンダで交通事故に遭って脊椎損傷（胸椎６番）を負い、下半身完全麻痺という障害を得ました。50歳のときでした。

20代後半からずっと途上国での教育開発支援の仕事をしてきました。ルワンダでも、現職教員研修の応援をしていたのです。

どうして海外で仕事をするのか。説明すればいろいろと語れますけれど、ようするに性に合っていたのだと思います。

阪神淡路の震災（1995／平成７年）、さらには東日本大震災（2011／平成23年）では、日本でもボランティア活動が注目されました。日本のODA（政府間援助）実施機関である国際協力が管轄する事業のひとつに青年海外協力隊があります。それぞれの震災直後には、この協力隊への応募者がかなり減少しました。日本国内に災害にあって困っている人がたくさんいるのに、なぜわざわざ海外支援のボランティアに参加するのか？　という雰囲気が日本社会に生まれたのも一因だったようです。

国内と国外と、支援が必要だとしてどちらに優先順位があるのでしょうか？　たとえば自分の家族が困っているのに、家族よりも他者を優先するのはよろしくないだろうか？
実はそうそう簡単には答えが出ることではないだろうと私は思っています。家族の範囲は？　家族といったって、いろいろです。血縁関係がもっとも大切にしなければいけないものだとも思わない。それぞれの人に、それぞれの出会いがあり、価値観も違う。そう考えれば、国外は後回しで、常に国内が大事ということでもないだろうと私は思っているのです。

私は、たまたま、海外の支援に出会ってしまった。そしてその仕事が好きでした。「なぜ海外で働くのか？」と問われれば、「世界は開いているから」としか答えようがないのです。開いたドアを閉めることはできない。

他者との関係性は、自分でコントロールしきれるものではありません。たまたま縁あって、ある時代のある社会の母父のもとに生まれる。その後、学校や社会で出会う友人、同級生、同僚や先生、上司、それだって自分で選べるわけではありません。たまたま出会ってしまう。

そんなことの延長として、私はたまたま縁のあった場所（それがたまたま海外）へ出向き、そこで出会った人たちの話を聞き、教育の質向上を共に目指す。そして一定の時間が過ぎれば、余所者である私はその地を離れ、また他の場所に向かう。

ルワンダでの事故直後、医師から「もう歩くのは無理でしょう」と告げられたときに「困ったなぁ、でも仕方ないわね」と素直に受け取れたのは、『世界は開いているから仕方がない』と日ごろから考えていたからだろうと、今振り返って思います。

身動きができないベッドの上で、もちろん困惑99％でしたけれど、でも気持ちの１％だけは「歩けない」未来になにか新しい世界が待っている気がして、「面白いことになったぞ」と確かに思ったのです。　（続く）

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2023.1.15 SSKP 通巻第8047号

連　載

車椅子女性に起こる最悪な出来事

渋谷　真子

都会に住む車椅子ユーザーと田舎に住む車椅子ユーザーでは抱える悩みが違ってくるのではないでしょうか？

その一つに電車移動がメインか車移動がメインかがあると思います。今回は都内で働いている簡易電動車椅子を利用している“さしみちゃん”と対談動画を撮った時に聞いた、衝撃的な話をしようと思います。

フルタイムで働いている為に、毎朝満員電車で通勤をするさしみちゃん。車椅子ユーザーにとって満員電車に乗る行為自体が大変なのに、ある年は年に３回も痴漢の被害に遭ったといいます。痴漢⁉私の中ではお尻を触られたりするイメージだった為に座っているのにどうやって？胸を触れたとか？と思いました。しかしそうではなかったんです。目の前に男性のモノを出される。衝撃的でした。車椅子ユーザーの目線は大体腰の高さにある為、満員電車の中ではそう考えると餌食になりやすい。モノを見せられるだけではなく、そのまま顔に精液をかけられるのだと言う。絶句した。なぜそんな事ができるのかと？電車から降りた後を追いかけられたこともあるとの事。私自身も似たような経験が国リハに入院している時期にあった。駅員さんと一緒だった為に危ない事はなかったが、それを経験してからは、「車椅子の人はどうやったら不審者から身を守る事ができるのか？逃げられるのか？」と考えるようになった。抵抗は出来ないからこそ、子供たちのように防犯ブザーを持っていることが一番の対処法なのだろうか？ホームドアがないホームで待っている時に後ろから押されたら？ブレーキかけてたとしても、横を向いてたとしても、防犯ブザーを鳴らす暇もなくホームに落ちるのではないか？など考える事もあります。前回投稿したようなバリアフリーに対する意見を発信した時にアンチの人の声を聞くとより強く思います。安心安全は人の信用でしか成り立たないからこそ、今回のような出来事をより多くの人に知ってもらい、目を向けてもらえる機会を多くすることで減ってくれる事を願うしかないのでしょうか？

さしみちゃんとの対談はYouTubeに配信していますので、まだご覧になってない方は観ていただきたいです。

QRコードを読み取るとファンクラブページに
アクセスできます。
ぜひ、内容ご確認お願いします。

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2023.1.15 SSKP 通巻第8047号

減GENSAI災

《減災意識をたかめる》

抑制へ好例共有を
県と３政令市、公表制度

災害時の帰宅困難者

大地震などの際に混乱を招く帰宅困難者の発生を抑制するため、神奈川県と横浜、川崎、相模原の３市が、企業を中心とした対策の好例を公表する制度を始めた。県のウェブサイトに専用ページを開設。参考となる取り組みを広く共有し、一層の対策促進を図る。

従業員らの安否確認手段の確保や食糧の備蓄、施設内待機や帰宅開始の判断基準の作成などに取り組む企業や法人、団体が応募可能で、名称と業種、所在地とともに対策の概要が公表される。既にＫＤＤＩ南関東総支社、県建設業会事務局、横浜エフエム放送の情報が公開されている。

県のサイトにある電子申請システムから必要な情報を入力する仕組みになっており、県が内容を確認後、公表制度のページに掲載する。特に効果的な対策については今後、「モデル企業」として、写真などを交えて取り組みを詳細に紹介していく予定。

交通機関の停止によって発生する帰宅困難者を減らす取り組みは、「むやみに移動を開始しない」や「一斉帰宅の抑制」が基本。駅周辺に滞留する人を増やさないようにするため、鉄道の運行再開まで企業が従業員を留め置くことなどが求められている。

一方、事業所が多い横浜、川崎市を中心に、公共施設やホテル、商業施設などを帰宅困難者の一時滞在施設と位置付け、トイレや情報を提供する態勢を整えている。コンビニやガソリンスタンドなどは、徒歩で帰宅する人向けの支援拠点となっている。

駅混乱、深夜に徒歩列…
「あの日」教訓に対策

帰宅困難者が大きな問題となったのは、首都圏で約515万人（神奈川県内は約67万人）に上ったと推計される東日本大震災だ。平日の日中に鉄道の運行が停止したため、勤務先などから帰れなくなる人が続出。徒歩で自宅に帰ろうとする人の列が深夜まで続いた。

震災当日の2011年３月11日は金曜だった。午後２時46分にマグニチュード（M）９の本震が発生。最大震度５強の揺れに見舞われた東京や神奈川では鉄道が止まり、帰宅できなくなる人が相次いだ。

駅周辺のホテルなども空きがなくなり、行き場を失う人が増えていく中、一部の駅でシャッターを閉めるなどしたＪＲの対応が問題視された。ダイヤの乱れは翌12日も続いた。

横浜市内では、帰宅困難者を受け入れるため、パシフィコ横浜（西区）と横浜アリーナ（港北区）が開放された。合わせて１万人以上が身を寄せたが、毛布の配布が遅れるなど市の対応に課題を残した。

翌日まで家に戻れなかった人も多く、勤務する都内の会社に泊まった横浜市戸塚区の40代女性会社員は「体調に不安があり、移動しなかったのは正解だったけれど、会社には備蓄が何もなかった」と振り返る。

当時の混乱を教訓に自治体や企業などの対策は進んだものの、切迫性が指摘される首都直下地震が起きると、東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城の１都４県で最大800万人の帰宅困難者が出ると予想されている。また、朝の通勤時間帯の発生18年６月の大阪府北部地震では「出勤困難」という新たな課題が浮上。出社しないルールを定める必要性も指摘されている。

帰宅困難者 対応模索

鉄道各社 備蓄や誘導冊子

東日本大震災では鉄道各社が運転を見合わせ、駅ターミナルは帰宅困難者であふれ、大きな混乱となった。大規模な地震発生時にはどのような対応が望ましいのか―。鉄道各社は教訓を生かし、備蓄を用意したり、避難所へ誘導するガイドブックを作成したりして災害対策に取り組んでいる。

東日本大震災時、神奈川県内では最大震度５強を観測。震災当日、県内では約67万人が帰宅困難者となり、横浜駅周辺では約３万人が一夜を過ごしたとされる。

そこでＪＲ東日本（東京都）は、東京駅30㌔圏内の駅のうち横浜や藤沢、新杉田駅など広さがあり安全が確保できる約200駅で、利用者が一時的に避難できる場所を定めた。計約６万人分の水や食料、簡易トイレを配備。災害時には無線ＬＡＮを無料開放し、スマートフォンなどでインターネットに接続できる環境を整えた。

ＪＲ東日本横浜支社によると、東京駅30㌔圏外のほとんどの駅でも駅構内などに一時的に避難できる場所を定めており、備蓄の用意もあるという。

ＪＲ東日本の担当者は「東日本大震災の時は、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺が混乱した。あらかじめ安全な場所を明確にしておくことで、少しでも混乱を避けたい」と話した。

小田急電鉄（同）は17年から、災害時に役立つ機能を備えた公式スマートフォンアプリ「小田急アプリ」を配信している。事前にアプリ内で設定すると、災害時にアプリ内の「震災時支援マップ」上に家族の居場所が表示される。

東急電鉄（同）も利用客が震災時に落ち着いて行動できるよう「震災時安全ハンドブック」を製作した。16年度には災害時の運行基準を紹介する冊子「おしえて！東急線　悪天候や地震のときの運行編」を発行。いずれも増刷の予定はないが、各駅に残部があればもらえるほか、「おしえて！」はインターネットで公開している。小冊子には、飲料水やブランケットの備蓄があることも紹介している。担当者は「事前に読んで、東急の取り組みを知ってほしい」としている。

相模鉄道（横浜市西区）も東急と同様のハンドブック「災害時帰宅支援マップ」を発行し、駅の窓口で配布している。担当者は「携帯して、災害時に活用してほしい」と呼び掛けている。

京浜急行電鉄（同）は、増加傾向だった訪日客も視野に入れて対策している。16年度、全駅で掲示している緊急避難場所の案内図に英語、中国語、韓国語を併記。19年度には、地震発生時などの対応をまとめた冊子も多言語化。担当者は「これからも状況に合わせて随時対策を進めていきたい」とした。

横浜・青葉区緑法人会館

一時滞在施設に

帰宅困難時 活用を

食料備蓄、蓄電池も整備

横浜市青葉区市ヶ尾町の緑法人会館が災害時の帰宅困難者一時滞在施設として活用されることになった。鉄道運休時に約100人を受け入れられるよう、フロアの改修や停電対策を行ったという。区内で11カ所目の一時滞在施設となる。

同会館は東急田園都市線市が尾駅から徒歩約５分に立地。日頃は会議室などとして利用している２、３階のスペース計約175平方㍍を一時滞在施設にする。

運営法人の緑法人会（徳江傳三会長）によると、災害対応を見据えた改修が昨年２月に終わり、床をフローリングにしたほか、太陽光発電パネルや蓄電池も整備した。今後、市から水や簡易トイレなどの提供を受けるが、「独自に食料を備蓄している」という。

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.1.15 SSKP 通巻第8047号

青葉区役所であった協定締結式で、徳江会長は「災害はいつどこで起きてもおかしくない。会館が果たす役割を変えていく必要がある」と強調。天下谷秀文区長は「９月の台風15号では交通機関が大きな影響を受けた。帰宅困難者は風水害でも発生する」と協力に感謝した。

滞在施設なお足りず

横浜市の帰宅困難者一時滞在施設は現在、18区で計234カ所に上っている。首都圏の鉄道が軒並みストップした東日本大震災を機に対策を強化しているが、市は「滞在施設はまだ不足している」として民間を中心に協力を呼びかけていく方針だ。

市の被害想定によると、買い物客などが多い平日の正午に巨大地震が起きると市内で45万５千人の帰宅困難者が見込まれる。このうち、企業の従業員を留め置く分を除き、９万５千人ほどを一時滞在施設で受け入れる必要があると試算している。

これまでにホテルや商業施設、学校、宗教施設などが一時滞在施設となっているものの、「受け入れ人数の目標にはまだ届いていない」と市の担当者。利用客の多い横浜駅などの主要駅周辺では、災害時に混乱を招く恐れもあるだけに、さらに対策を進めるという。

災害時 トイレ不足39%

全国調査 自治体の備えに限界

大規模災害時に使えるトイレについて、道府県庁所在地の市と政令指定都市計51市の39%、横浜市を含む20市が「不足する恐れがある」と考えていることが、各市への調査で分かった。避難者数が膨大で、自治体の備蓄分だけでは対応に限界がある現状が浮かんだ。川崎、相模原の両市を含む「足り る見込みだ」という21市（41%）の中でも、家庭などで災害用トイレの備えを促す自治体は多い。

過去の災害では、断水などで多くのトイレが使えなくなった。トイレに行かないよう、水分を控えて体調を崩す人も後を絶たず、国が備えを呼びかけている。

調査は４～５月、東京都を除く道府県庁所在地の46市と、それ以外の政令市５市を対象に実施。内閣府が指針で示す①１人が１日平均５回使用　②当初は避難者約50人当たり１基―などの基準や、想定避難者数に沿って必要なトイレの数を算出、備蓄分と比べて答えた自治体が多いとみられる。

トイレの充足見込みとして、想定最大規模の災害発生から３日間の見通しを尋ねた。「不足する恐れ」「足りる見込みだ」以外の回答は、「分からない」「その他」がいずれも５市だった。

想定避難者数に応じたトイレの必要数について「試算がある」としたのは、県内３市を含む42市。「試算はない」が７市、「その他」が２市だった。一方で、基になる自治体の想定避難者数は約57万７千～約6400人と大きな幅があった。避難所にいる人だけトイレの利用者として算定した市も少なくない。

過去には、水洗トイレが使えなかった人や、車に寝泊まりしてトイレに困った人も多い。こうした人も想定に入れるべきだという識者の声もある。

備えているトイレの種類を複数回答で尋ねたところ、下水道につなげた専用マンホールの上に便器を取り付ける「マンホールトイレ」が最多の46市に上った。小型で持ち運べる「簡易トイレ」が45市、凝固剤が入った便袋の「携帯トイレ」が35市、組み立て型の仮設トイレは30市だった。

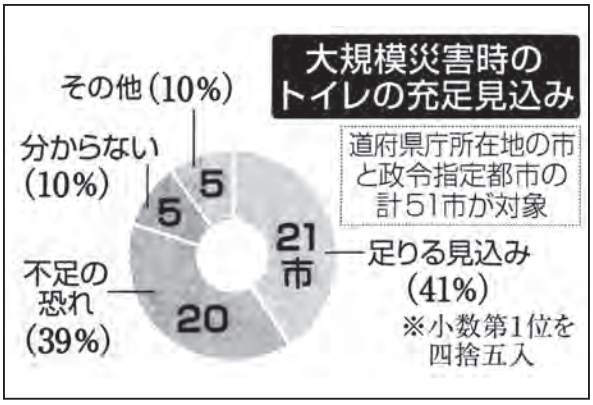

神奈川新聞

首都直下地震 都内想定見直し
「国難」回避、道半ば

近い将来の発生が警戒されているマグニチュード（M）７級の首都直下地震。東日本大震災（M９）のような津波を伴う巨大地震ではないものの、足元が震源となるため、激しい揺れに見舞われる恐れが大きい。どこで起きるか予測できないが、政府・中央防災会議が2013年にまとめた被害想定では、東京都心南部の直下で発生した場合は１都３県を中心に最大で２万３千人が犠牲になる。首都機能の喪失など深刻な状況が描かれており、「国難」との形容も。東京都が今月、10年ぶりに独自の被害想定を見直したが、神奈川県でも新たな視点を加えて対策を加速させることが求められそうだ。

■発生読めず

今後30年以内の発生確率が70％程度とされている首都直下地震。その被害が懸念される南関東の一帯は「地震の巣」と言われる。陸側のプレートの下に海側から別のプレートが沈み込み地震を起こすエネルギーが蓄積されているからだ。日常的にさまざまな地域や深さで発生しているが、対策上警戒されているのは、プレート内部の浅い場所で起きる地震だ。

ただ、発生地域は絞り込まれておらず、中央防災会議は19パターンを想定。横浜市や川崎市の直下、横須賀市などに分布する活断層「三浦半島断層群」も含まれるが被害が大きく対策の中心に位置付けられたのは都心南部の直下地震だ。東京23区の大半や横浜、川崎両市などが震度６強、神奈川県東部や千葉、埼玉を含む広い範囲が震度６弱になると予想している。

■条件次第で

発生の季節や時間帯、風速などを変えて複数のパターンを想定しており、被害が最も深刻化するのは、冬の夕方に風速８㍍の風が吹く場合だ。火災が被害を拡大させるため、焼失棟数は41万２千棟。揺れによる全壊の17万５千棟を大きく上回る。さらに、液状化による２万２千棟、崖地の崩壊に伴う1100棟が加わり、建物の全壊・焼失棟数は全体で61万棟に上る。

このケースによる死者は最大で２万３千人と試算されている。都県別では東京の１万３千人が最も多く、神奈川5400人、埼玉3800人、千葉1400人と続く。

一方で、同じ季節や時間帯でも風速が３㍍であれば焼失棟数が減り、死者は最大で１万７千人に。また、夏の昼頃の発生であれば、死者は風速８㍍でも6200人となるなど、条件次第で被害は大きく変わってくる。

■改善効果も

揺れや火災の対策の進展に伴う被害の軽減も見込まれる。中央防災会議は、建物の改修や建て替えが進み耐震化率が100％になれば、揺れによる全壊棟数は17万５千棟から２万７千棟に減少すると予想。最大で１万１千人が見込まれた建物の倒壊による死者も1500人に減らすことが可能になると試算している。家具の転倒・落下防止策や通電火災を防ぐ感震ブレーカーの設置が進むことでも、人的被害は軽減される。

東京都が５月に公表した独自の被害想定は、こうした対策の進ちょくを考慮している。住宅の耐震化率が81.2％から92.0％に改善した効果などを踏まえ、都内の死者数は2012年の想定より約3500人減の最大6100人と推計。建物被害も３割以上減の19万４千棟となった。

今後に向けては、耐震化や家具の固定、出火防止対策などをさらに継続することで、「被害を大幅に軽減することが可能」としている。

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.1.15 SSKP 通巻第8047号

万華鏡　44　今なぜ、軍備拡張なのか

千葉県支部　出口　臥龍

ウクライナ戦争の成り行きを見守っていて、気付いた事実がある。アメリカが実戦部隊を現地に送り込まない。ヴェトナム戦争、中東戦争、イラク戦争、アフガン戦争など、世界のあらゆる紛争地に軍隊を送り込んできた好戦的なアメリカが、武器弾薬や軍資金は湯水のように供給するが、今回に限って参戦していない◆『帰郷』というアメリカ映画があった。ヴェトナムから帰還した傷痍軍人の物語だ。主役のジョン・ヴォイトはアカデミー賞主演男優賞を受賞した。じつは脊髄損傷者はアメリカに最も多い。映画の舞台はリハビリ病院。もう戦死者や傷痍軍人を増やすわけにはいかないと、海外派兵をやめたのはオバマ大統領だった◆クラウゼヴィッツの『戦争論』に「攻撃は最大の防御なり」という名言がある。それは確かにその通りだと思うが、なぜ今、日本が軍備拡張なのか！　先のG20では、バイデンと習近平の米中首脳が会談している。ともにどちらかが原爆を使用すれば、地球は一週間ともたないという現実を、骨の髄まで知りぬいている◆筆者は軍備拡張に反対ではない。日本とウクライナは地政学的にそっくりだ。中国にとって日本は、喉元に突きつけられたドスである現実を忘れてはいけない。徒に中国を刺激する時ではない。等距離外交で乗り切るべきだ。

災害支援金への募金のお願い

近年、多様な自然災害が全国各地で多発しています。そのような事案に遭遇した全脊連会員へ生活支援等に即応すべく支援金の存在は心強いものです。その準備のために平時から募金活動を継続したいと思います。厳正に別会計として管理し公開してまいります。皆様からのご協力を心よりお願い申し上げます。

大規模災害発生時には、従来からの特定募金を実施したいと思います。

日頃より、防災意識の向上に心がけましょう。

〔記〕

【お振込先】

郵便振替……００１１０－２－１７００７６

加入者名……公益社団法人　全国脊髄損傷者連合会　宛へ

※　通信欄に「災害支援金」とご記載ください。

組織部報告１月

●新入会員

青森県支部	舩越伊吹
青森県支部	石村慶太
青森県支部	安ケ平柊斗
山形県支部	小野　仁
千葉県支部	忍　永子
千葉県支部	上代有紗
千葉県支部	石井好美

●死亡退会

謹んでお悔やみ申し上げます

北海道支部	髙橋敏光様
岩手県支部	松田富次様
秋田県支部	阿部秀一様
大阪府支部	戸田　満様
宮崎県支部	奥村　正様

＜編集後記＞

私は寅年だったので、ようやく年男が終りました。歳は取りたくないものですが、必ず誰にでもやってきます。さて、今年は卯年です。調べてみると、卯（うさぎ）は穏やかで温厚な性質であることから、「家内安全」。また、その跳躍する姿から「飛躍」、「向上」を象徴するものとして親しまれてきました。他にも「植物の成長」という意味もあり、新しいことに挑戦するのに最適な年と言われています。

連合会としても新しいことにチャレンジしていきたいと思います。あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願い申し上げます。（安）

原稿をお寄せください

各支部で発行する機関紙に掲載された研修会や行事の報告等をお寄せください。また、会員の皆様で、旅行記や意見、エッセイなどの原稿も、本部へお寄せください。役立つ情報を共有したいと思います。あわせて支部機関誌も本部にお送りください。参考にさせていただきます。

私小説、ご自分の研究報告、体験談など多彩な原稿をお寄せください。

また、以前に利用したホテルなどの情報もお寄せください。

お待ちしています。

アイのある技術で、ユニバーサル社会に貢献します。

ニッシン自動車工業は2016年4月より、
”株式会社ミクニ ライフ＆オート”と社名を変更し、新たなスタートを切りました。

Happy car life

車いすを屋根上へ収納
車いす収納装置
オートボックス

車いすに乗ったまま
スムーズ乗降
リモコン式
乗降用リフト

手でアクセル＆ブレーキ
手動運転装置
APドライブ

車いすの積み降ろしを
サポート
車いす収納装置
ウィンチェア

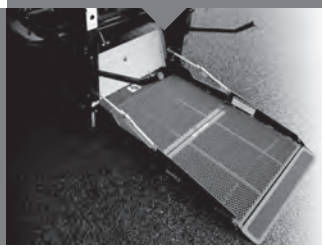

福祉車両総合メーカー

MIKUNI life & auto
Mikuni × Nissin automotive industry

株式会社 ミクニ ライフ＆オート
〒349-1145 埼玉県加須市間口456-1
TEL.0480-72-7221
FAX.0480-72-7223
http://www.nissin-apd.co.jp/

昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和五年一月十五日発行　SSKP　通巻第8047号

編集人　東京都目黒区緑が丘2-15-14
発行人　（公社）全国脊髄損傷者連合会
東京都世田谷区祖師谷3-1-17
ヴェルドゥーラ祖師谷102号室
障害者団体定期刊行物協会

頒価五〇〇円
印刷・製本　コロニー印刷